

平成26年度から適用される個人住民税(個人市・県民税)の税制改正について

個人住民税の 均等割額の引き上げ

東日本大震災からの復興や地域の防災施策に要する財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの間の臨時措置として、個人市民税・個人県民税の均等割額がともに500円ずつ引き上げになります。

● 個人住民税の均等割額 ●

	現 行 (平成25年度まで)	特 例 期 間 (平成26年度～平成35年度)
個人県民税(※)	1,500円	2,000円
個人市民税	3,000円	3,500円
合 計	4,500円	5,500円

※個人県民税のうち500円は森林環境保全のために使われます

公的年金等所得者の 寡婦(寡夫)控除適用の 申告手続きの簡素化

年金保険者(日本年金機構など)から、年金所得者を対象に送られる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に「寡婦(寡夫)」の項目が追加されます。
この扶養親族等申告書を年

● 寡婦・特別寡婦・寡夫 対象者 ●

	要 件	個人住民税 控 除 額
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 ① 夫と死別・離婚した後再婚していない人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にしている子、または扶養親族を有する人 ② 夫と死別した後再婚していない人で、合計所得金額が500万円以下の人	26万円
特別寡婦 控 除	寡婦に該当する人で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人	30万円
寡夫控除	次のすべてに該当する場合 ① 妻と死別・離婚した後再婚していない人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にしている子を有する人 ② 合計所得金額が500万円以下の人	26万円

金保険者へ返送することで、確定申告または個人住民税の申告をしなくても、寡婦(寡夫)控除の適用を受けることができます。
※扶養親族等申告書を提出しなかった人、または「寡婦(寡夫)」の項目に記載を忘れた人が控除を適用するには、確定申告または個人住民税の申告が必要になります。

給与所得控除額の 上限の設定

平成25年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円が上限になります。

● 給与所得控除額の上限 ●

(参考) 改正前の給与所得控除額の例

給与収入金額	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
給与所得控除額	245万円	270万円	295万円	320万円

(参考) 改正後の給与所得控除額の例(平成25年1月1日以後)

給与収入金額	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
給与所得控除額	245万円			

平成26年1月から、
記帳・帳簿等の
保存制度の対象者が
拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。
詳しくは、須崎税務署にお問い合わせてください。

須崎税務署

042・2357

税務課 市民税係

042・1291